



インターネット公売を開始

市税の滞納処分により、差押えた動産を換価するため、インターネット公売を始めます。

一部の例外を除き20歳以上の人であれば公売に参加できます。参加には、Yahoo!JAPAN IDの取得が必要です(公売保証金の納付が必要な場合あり)。**市ホームページ(公売情報ページ)**にある**ガイドライン**や**注意事項**をご覧くださいの上で参加をお願いします。

参加申込期間

2月16日(水)13:00~28日(月)23:00まで

入札期間

3月4日(金)13:00~6日(日)23:00まで

下見会(会場:三原公民館1階)

2月22日(火)13:00~17:00

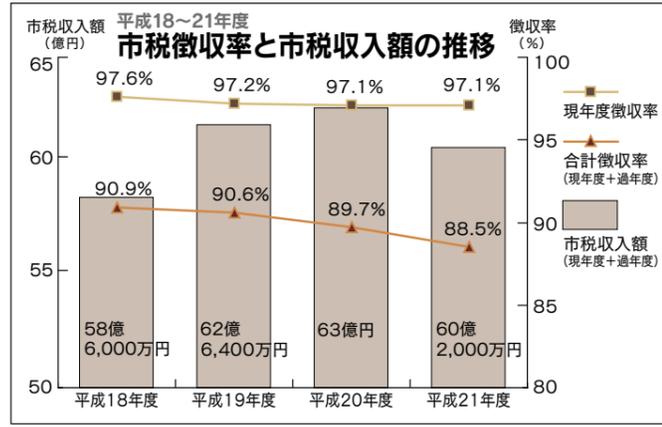
※現物を間近で見ることができ下見会を行います

(下見会以外で現物確認はできません)

Yahoo!オークション官公庁オークションのURL(南あわじ市のページ:更新は2月16日)

http://koubai.auctions.yahoo.co.jp/hyg_minamiawaji_city

関税課 ☎ 43-5034



※市税=市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、入湯税の合計です

滞納処分に至るまで
税金を滞納すると、督促状や催告状の通知が必ず届きます。これらには、未納金や延滞金の額、納入期限などが記載されています。

しかし、通知を放置し、滞納を続けたり、一方的に分納が滞ったりした場合は財産差押えが行われます。これらの通知は単なる案内ではなく、納付の意思を確認するものでもあります。「借金があるから税金が払えない」という人も中にはいますが、税金は個人の借金よりも優先されます。税金を滞納する徴税吏員は、税金の徴収権限を持つ職員を徴税吏員といえます。「金融機関に照会をかける」

滞納処分の流れ

- ①税金を滞納
- ②督促状
- ③催告書
- ④財産差押え(債権や不動産など)
- ⑤換価(公売などで現金化)

**滞納はあかん
納税は義務**

**STOP
滞納**

徴税力

21年度の差押え等の実績

種類	件数
不動産	21件
預貯金	45件
給与・生命保険	4件
その他	16件
交付要求	34件
合計	120件

※その他=損害保険金や国税還付金などが含まれます
※交付要求=破産などで競売にかけられた物件からも税金を徴収する手続きです

「給与など債権を調査する」「徴収が家宅捜査を行う」など、様々な権限があります。市でも数多く行っている財産調査は、この徴税吏員が行います。調査では、滞納者の納付能力の判定や財産の有無、換価価値を調査権限に基づき調べますが、これは滞納整理を進める過程の重要な手続きとなります。

ある徴税吏員は話します。「滞納者の財産調査は、ほつれた糸をばらすようなもので、預貯金や給与などの債権や不動産を一本一本確実に当たっていきます。テグス(財産)が何本あったのかを見て、結果(差押え)を導いていく地道な調査です。

しかし、私たちの仕事は財産差押えが目的ではありません。差押えは、滞納者に納税の意識を持ってもらうための手段なのです。」

財産の差押えと換価処分

主な差押え対象は次の通りです。

- 各種債権(預貯金や給与、出資金など)
- 不動産や自動車
- 動産(有価証券・貴金属など)

給与の差押えなど、社会的な信用を傷つけるものもあります。差押えられた不動産や動産は、公売(売却)で現金

「生活が苦しくても納税している人が現実にはいます。公平な納税を目指し、納税が難しい人にもまずは相談をし、徴収していきます。」



差押えた動産のインターネット公売を開始 公平な納税を目指す

市民税や固定資産税、国民健康保険税など、行政サービスにとって必要不可欠な財源となる税金は、国民の義務としてほとんどの人が納めています。一方で、経済的な理由などで税金の納付が滞っているのも事実です。とりわけ、納付の意思のない人に対しては、市は毅然とした態度で滞納処分を行っていく方針です。

滞納をすると、市は督促状や催告状を発送します。納税ができない場合は、財産などを差押えるというのが基本的な決まりです。しかし、厳しい経済情勢の中、納付する意思がある人には、分割納付の方法をとるなど、納税が苦しい人には納税相談も行っています。

関税課 ☎ 43-5034

徴収率97.1% これは、平成21年度(現年分)の市税の徴収率です。収入額は約59億3000万円、年度内に徴収できなかった額は、約1億8500万円に上ります。

「国から地方へ」を唱える国の改革で平成19年度には、所得税から個人住民税に税源移譲が行われ、国税と地方税を2対1の割合で納めていた低所得者の負担割合が1対2と逆転しました。そのため、全国的にも滞納者数や滞納金額が大幅に増加し、多くの自治体は徴税力の強化に取り組んでいます。

市税滞納数は少額から高額まで延べ3000件を数えます。滞納の理由は病气や失業などによる生活困窮や家のローン等の借金など多種多様です。しかし税の公平性を確保するためには、滞納は許せません。市は滞納者に払う資力があるか調査した上で、何度も交渉し、それでも納付する意思のない人に財産の滞納処分をするのが現状です。病气や失業などで一時的に生活困窮に陥った人は、収税課が行う納税相談をおすすめします。滞納していても納税の意思がある人は、分割納付できることがあります。市ではこの制度で、「財産差押え」などの強制執行を猶予している状況もあるのです。

福祉や道路整備などの市民サービスの財源になるのが税金です。滞納は市にとっても、滞納者にとっても損失になります。未納が続き、深刻な滞納状況になる前に早めにご相談ください。

未納の現状と納税相談

景気の低迷により営業収益や給与などが落ち込み、また、失業や物価上昇によって税金の未納が増えています。これまでに未納がなかった世帯でも、現年度分を分割納付するという例が増えています。

市が現在取り組んでいるのは、滞納処分の強化です。収納率を上げるため、半年間で約3000件と昨年度を超える財産調査を行い、滞納者に差押えできる財産があるのかこまめに調査しています。

納税相談で勧める計画的な納付

税金を滞納した場合、滞納額を一括で納付するのが原則です。しかし、一度滞納した税を完納するのは、思ったより大変です。納税相談では、滞納の原因は何か、家庭の現状、月々どれくらいの負担能力があるのかを確認します。場合によっては、分割による納付を交渉し、計画的な納付を勧めます。

税金の滞納で忘れてはいけないのは、相続の問題です。滞納者が亡くなり、土地や家を配偶者や子が単純相続した場合、税金の未納分は配偶者や子などの相続人が、全て支払わなければなりません。収税課の垣本義博課長は話します。「生活が苦しくても納税している人が現実にはいます。公平な納税を目指し、納税が難しい人にもまずは相談をし、徴収していきます。」